

(4) 加害者の仮釈放・仮退院についての意見等

○ 意見等聴取制度に関する相談

【相談先整理番号67】

加害者の仮釈放・仮退院の審理において、犯罪被害者等が意見等を述べることを希望するときは、仮釈放・仮退院の審理を行っている地方更生保護委員会又は犯罪被害者等の住所地の都道府県にある保護観察所が申出を受け付けている。聴取した意見等は、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって考慮されるほか、許す場合には、保護観察の実施に当た

て考慮される（意見等聴取制度、P78【施策番号138】参照）。

なお、審理の開始や結果は、被害者等通知制度（P60【施策番号72】参照）を利用することによって知ることができる。

- ・ 仮釈放・仮退院の審理を行っている地方更生保護委員会  
([http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo\\_victim03.html](http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_victim03.html))
- ・ 住所地の都道府県にある保護観察所  
([http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo\\_victim03.html](http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_victim03.html))

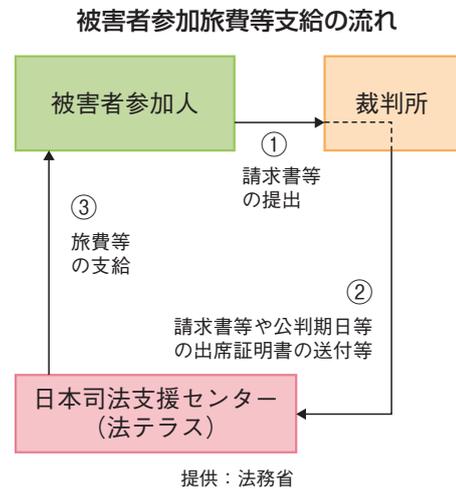
3 刑事手続に付随する経済的負担の軽減

○ 被害者参加人のための旅費等支給制度に関する相談

【相談先整理番号68】

事件を担当する検察官、日本司法支援センターのほか、事件を担当する裁判所でも請求手続に関する相談に応じている。

被害者参加人のための旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した犯罪被害者等に対し、国から、旅費、日当などが支払われる制度である。旅費等の支給を希望する被害者参加人は、刑事裁判の公判期日等に出席したときに、裁判所を経由して、支援センターに請求書及び資料を提出する。請求書及び資料の提出は、事件を担当する裁判所が受け付けている。請求手続が完了すると、支援センターから被害者参加旅費等が支払われる（P72【施策番号106】参照）。



- ・ 事件を担当する検察官
- ・ 日本司法支援センター地方事務所（全国各都道府県50か所）  
(<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/>)
- ・ 犯罪被害者支援ダイヤル  
(0570-079714「なくことないよ」)
- ・ 事件を担当する裁判所  
(<http://www.courts.go.jp/map.html>)

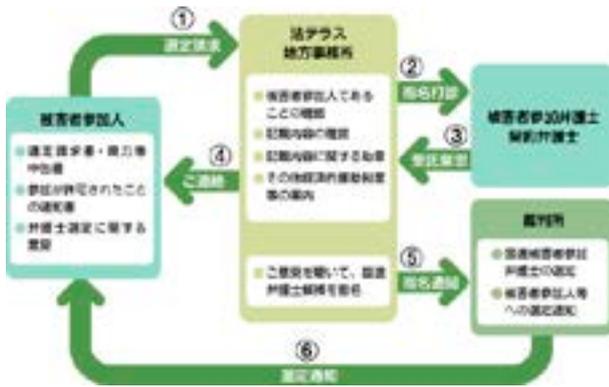
○ 国選被害者参加弁護士の選定に関する相談

【相談先整理番号69】

国選被害者参加弁護士の選定を希望するときは、日本司法支援センターが申出を受け付けている。

資力が一定の基準額に満たない被害者参加人は、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士の選定を求めることができる（P72【施策番号107】参照）。

国選被害者参加弁護士の選定の流れ



提供：法務省

- ・ 日本司法支援センター地方事務所（全国各都道府県50か所）  
(<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/>)
- ・ 犯罪被害者支援ダイヤル  
(0570-079714 「なくことないよ」)